

平成 25 年 5 月 13 日

各 位

更生会社株式会社太平洋クラブ外 5 社
管財人 永 沢 徹

スポンサー契約締結のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。株式会社太平洋クラブ及びその子会社 5 社（以下「太平洋クラブグループ」といいます）の更生手続におきましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、太平洋クラブグループでは、平成24年10月31日東京地方裁判所より更生手続開始決定を受けて以降、管財人において、スポンサー選定手続を行って参りましたが、この度、スポンサーとして、株式会社マルハン（本店：京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地、代表者：代表取締役 韓裕、以下「マルハン」といいます）を選定し、同社との間でスポンサー契約を締結いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

今後はスポンサーからの支援のもと、更生計画案を策定し、引き続き、太平洋クラブグループの事業再生に最大限尽力して参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. スポンサー契約に至った経緯

太平洋クラブグループの事業更生を図るためには、事業価値の毀損を防止しつつ、多数の会員債権者の皆様のプレー権の保護と更生債権等に対する弁済の最大化を確保するため、継続的なコースの運転資金と多額の弁済原資を確保する必要があります。そのため、管財人は、信用力と資金力のあるスポンサーによる支援が必要不可欠であると判断し、株式会社新生銀行をフィナンシャルアドバイザーに指名した上で、公正・適正な手続を確保すべく、公募での入札方式によるスポンサー選定手続を進めて参りました。

そして、かかる選定手続の結果、マルハンからの太平洋クラブグループの事業支援に関する提案内容は、①債権者への弁済の最大化、②太平洋クラブグループのゴルフ場事業等の更生・発展と会員債権者を含む利用者に対するサービスの向上、並びに③従業員の雇用の確保等の観点から、多くのゴルフ愛好者やゴルフ関係者から永年親しまれてきた太平洋クラブグループの早期の事業更生、利害関係者の利益確保のためにも最も適切であると判断し、今般、東京地方裁判所の許可を得て、マルハンとの間でスポンサー契約を締結いたしました。

2. スポンサー契約の概要

スポンサー契約に基づく、マルハンによる支援の概要は以下のとおりです。

(1) 資金提供

マルハンは太平洋クラブグループに対し、更生計画に基づき、太平洋クラブグループが新たに発行する株式の引き受け等によって合計270億円を拠出し、当該資金は更生債権等に対する弁済及び一部運転資金等に充てられる予定です（ただし、上記の資金提供は、更生計画案の可決、その認可決定の確定等の条件充足が前提となります）。詳細は、今後策定される更生計画案において定められることとなりますが、かかる資金提供を前提とする限り、更生債権（取引債権のほか、会員の預託金債権を含む）に対する弁済として、少なくとも弁済率10%が確保できる見込みです（後記(2)イなお書もご参照ください）。

また、マルハンは、資金提供後の3年間における設備投資支援金額として17億円を拠出する予定であるほか、マルハンによる更生計画認可確定後の支援実施までの間に、太平洋クラブグループの事業運営において必要が生じた場合には、5億円までの運転資金支援にも応じることに同意しています。

(2) 会員権の取扱い

ア 基本方針

現状の共通会員制度を前提に「太平洋クラブ」ブランドを維持し、各会員のプレー権（一般利用者に比した優待的利用料金設定や優先的予約権、その他太平洋クラブグループが会員向けに提供する各種サービスを受ける権利を含みます）が維持される予定です（退会を希望する会員を除きます。また、プレー権の維持は、年会費やプレー代金等の未払金が存在しないことが前提となります）。

イ 預託金の取扱い

太平洋クラブ・太平洋アソシエイツ・太平洋宝塚クラブの預託金付会員権保有の会員の皆様におかれましては、更生計画認可決定確定後に更生計画に基づき、次の①から③のいずれかを選択していただくこととなります。

- ① 譲渡可能・再預託ありの会員権の継続保有
- ② 譲渡可能・再預託なしの会員権の継続保有
- ③ 退会

上記①から③の概要は次のとおりとなります。

- ① 譲渡可能で再預託ありの会員権の継続保有を選択された会員様は、預託金債権（会員資格保証金及び入会預託金を含みます）の10%相当額を再預託していただいた上で（年会費やプレー代金等の未払金が存在しない限り、更生計画による弁済額

と全額相殺処理されるため、実際に現金を拠出していただく必要はありません）、太平洋クラブグループのゴルフ場においてプレー権を継続行使していただくことが可能となります。再預託金は、預託日から20年経過後に、退会の意思表示を行ったことを条件として返還されることになります。

- ② 譲渡可能で再預託なしの会員権の継続保有を選択された会員様には、預託金債権（会員資格保証金及び入会預託金を含みます）に弁済率3.77%^{注1}を乗じた金額を弁済いたします。弁済金受領後は、譲渡可能で預託金なしの会員権を保有していただき、太平洋クラブグループのゴルフ場においてプレー権を継続行使していただくことが可能となります。
- ③ 退会を選択された会員様には、更生計画に定められた弁済率（少なくとも10%以上となる見込みです）に従って、預託金債権を弁済いたします。

本項の記載に基づく各会員様の預託金の取扱いについては、以下の表のとおりとなります。

弁済率①：再預託金有又は退会の場合の弁済率
弁済率②：再預託金無の場合の弁済率

10.00%
3.77%

（単位：円）

	会員種別	当初額面 A	額面有・譲渡可（マスターズ会員除く・注） の会員権を継続保有			額面無・譲渡可（マスターズ会員除く・注） の会員権を継続保有			退会
			総弁済額 (20年後弁済額) B=A×弁済率①	新額面 (再預託金) C	更生手続終結前 弁済額 D=B-C	総弁済額 E=A×弁済率②	新額面 (再預託金) F	更生手続終結前 弁済額 G=E-F	
			B=A×弁済率①	C	D=B-C	E=A×弁済率②	F	G=E-F	
入会 預託金 なし	クラブ	6,500,000	650,000	650,000	0	245,050	0	245,050	650,000
		4,800,000	480,000	480,000	0	180,960	0	180,960	480,000
		4,300,000	430,000	430,000	0	162,110	0	162,110	430,000
		3,920,000	392,000	392,000	0	147,784	0	147,784	392,000
	（一部マスターズ）	—	—	—	—	—	—	—	—
	アソシエイツ	2,000,000	200,000	200,000	0	75,400	0	75,400	200,000
入会 預託金 あり	クラブ	6,500,000	650,000	650,000	0	245,050	0	245,050	650,000
		1,900,000	190,000	190,000	0	71,630	0	71,630	190,000
		1,400,000	140,000	140,000	0	52,780	0	52,780	140,000
	宝塚クラブ	350,000	35,000	35,000	0	13,195	0	13,195	35,000
	（一部マスターズ）	—	—	—	—	—	—	—	—
	アソシエイツ	2,000,000	200,000	200,000	0	75,400	0	75,400	200,000

注 マスターズ会員資格は従前と変わらず譲渡することはできません。

預託金のない会員権（一身専属又は譲渡不可の会員権（パーソナル会員・パーソナル会員プラスⅠ・コーポレート会員・マスターズ会員を含む）及び太平洋アソシエイツ継承会員）を保有の会員の皆様におかれましては、再預託等の必要なく、太

注1 再預託金（預託金債権の10%相当額）を、20年後に返還されることを前提とし、民事法定利率年5%で、現在価値に引き直した場合には、現在の預託金債権額面の3.768%相当額となります。

$$10\% \times \left((1 \div (1 + 5\%))^{20} \right) \div 3.768\%$$

そこで、更生計画に基づく預託金債権の弁済率を3.77%（小数点第3位以下切り上げ）とすることに同意された会員様については、再預託と経済的に同じご負担をいただいたものとみなし、再預託を要しない取扱いとさせていただきます。

平洋クラブグループのゴルフ場においてプレー権を継続行使していただくことが可能となります。

なお、本項記載の弁済率は、更生計画案策定の際に予定されている弁済率の下限であり、太平洋クラブグループの運転資金の状況によって、上記①から③のいずれを選択した場合であっても若干増加する可能性があります。弁済率の増加分については、会員権を継続保有される場合にも再預託を必要とはせず、更生計画に基づき全額現金にて弁済されます。但し、太平洋クラブグループに対しまして年会費等の未払金のある会員様におかれましては、当該未払金及び再預託金額の不足額を相殺した後の残額をお支払することとなりますので、ご注意ください。

(3) 年会費について

マルハンにおいては、今回の支援提案にあたり、今後も太平洋クラブグループが安定した収益基盤を確保し、会員の皆様に、優れたコースメンテナンス等これまで同様ご満足いただけるクラブライフを提供する為には、会員権を継続保有される会員様より、年会費を徴収することもやむを得ないと判断したとのことであり、年会費徴収がスポンサー支援の条件となっております。従いまして、更生計画認可決定確定後に会員権の継続保有を選択される会員の皆様からは、平成26年1月1日以降、以下の年会費を徴収させていただくことになります。

太平洋クラブ	年間36,000円（税別）
太平洋クラブ（関西エリア会員）	年間24,000円（税別）
太平洋宝塚クラブ	年間12,000円（税別）
太平洋アソシエイツ	年間24,000円（税別）

(4) 従業員の処遇について

マルハンによる更生計画認可決定確定後の支援実施時点で太平洋クラブグループが雇用している従業員のうち希望する者全員が引き続き雇用される予定です。

3. その他

本書は、マルハンとのスポンサー契約を太平洋クラブグループが締結したことを債権者の皆様にご報告し、併せてスポンサー契約の概要につきご説明することを目的として作成されております。本書に記載のない項目その他詳細につきましては、今後策定することとなる更生計画案によりますことを予めご了承ください。

以上